

## 上越地域若年者自立支援ネットワーク会議規約

### (名称)

第1条 本会は、上越地域若年者自立支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、若年者が職業的自立に向けて抱える様々な問題を地域全体で支え、各人の状況により、個別継続的な自立支援に取り組むため、上越地域若者サポートステーション、関係機関、団体等の支援機関がネットワークを構築し、連携の強化及び必要な調査、研究等を行い、若年者の職業的自立支援を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規約において「若年者」とは、上越地域（上越市、妙高市、糸魚川市）の区域内に住所を有する15歳から39歳までの人で、就労していない人及び通学していない人をいう。

### (会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する次に掲げるものをもって会員とする。

- (1) 就労支援機関・就労支援団体
- (2) 商工団体
- (3) 学校等の教育機関
- (4) 保健・医療機関
- (5) 行政機関
- (6) その他ネットワーク会議が必要と認める団体及び個人等

### (会員の任期)

第5条 ネットワーク会議の会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、会員が欠けた場合の補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (活動)

第6条 会議は、会員の情報交換等により連携を強化し、並びに次に掲げる事項について調査及び研究を行う。

- (1) 職業的自立支援を実施する機関等の連携に関すること。
- (2) 職業的自立支援が必要な若年者の把握に関すること。
- (3) その他会議の目的を達成するために必要なこと。

(会議)

第7条 本会の活動の効果を高めるため、支援活動に関する連携強化の取組や活動方針の協議等を行うとともに、会員相互の情報交換を行うものとする。

2 会議は、年1回程度開催する。

3 会議は、上越市産業観光部産業振興課及び地域若者サポートステーション事業を受託する公益財団法人新潟県雇用環境整備財団が事務局として開催する。

(実務者会議)

第8条 本会の機能を分掌し、本会の活動を具体的に処理するため、本会に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議は、必要に応じて開催する。

3 個々の支援活動に関する協議・調整・連携等を行うとともに、支援の方法や事例等に関する情報交換を行うものとする。

4 実務者会議の運営に関しては、実務者会議の協議により決する。

(庶務)

第9条 本会の庶務は、上越市産業観光部産業振興課において処理し、実務者会議の庶務は、地域若者サポートステーション事業を受託する公益財団法人新潟県雇用環境整備財団において処理する。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第10条 会員は、本会の活動に当たって知り得た個人情報その他の秘密を、正当な事由なく第三者に漏らしてはならない。会員を退いた後も同様とする。

2 会員は、本会の活動に当たっては、個人情報の保護に関する法律等を遵守しなければならない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成26年 7月16日から施行する。

附則

この規約は、平成28年 7月28日から施行する。